

北里大学医療衛生学部同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学医療衛生学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を計り、北里大学医療衛生学部並びに北里大学同窓会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦
- (2) 会報の発行及びホームページの運用等
- (3) 講演会、生涯教育の支援
- (4) その他、会員が必要と認める事業

(事務所)

第4条 本会は、事務局を神奈川県相模原市南区北里1-15-1 北里大学医療衛生学部内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 北里大学医療衛生学部卒業生、北里大学衛生学部衛生技術学科及び産業衛生学科卒業生
- (2) 準会員 北里大学医療衛生学部学生
- (3) 賛助会員 本会の主旨に賛同し、理事会で承認した者

(名誉会長及び顧問)

第6条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会で推挙し、総会で決定する。

第3章 役員及び代議員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事 24人以内(会長及び副会長を含む)
- (4) 監事 2人

(役員を選出方法)

第8条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 理事及び監事は、正会員中より総会で選出する。
 - (2) 会長及び副会長は、理事が互選し総会の承認を得る。
- 2 役員が代議員を及び理事が監事を兼務することはできない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織して会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計及び事業の監査を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員のために選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その仕事満了でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(代議員)

第11条 代議員は、総会において選任する。

- 2 代議員H（衛生学部卒業生）及び代議員A（医療衛生学部卒業生）は、学科・専攻の学年卒より選出し、仕事は3年とする。
- 3 新卒代議員は学科・専攻より選出し、仕事は2年とする。
- 4 代議員推薦等に係る細則は、別に定める。

(役員及び代議員の辞任ならびに解任)

第12条 役員及び代議員が仕事を遂行できなくなった場合は、辞任することができる。

- 2 役員又は代議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議に基づき会長が当該役員又は代議員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員又は代議員にふさわしくない行為があると認められたとき。

(職員)

第13条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 会議は、総会、臨時総会及び理事会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回原則として5月中に会長が招集して開催し、次の事項について議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 代議員及び役員を選任
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合あるいは代議員の3分の1以上から請求があった場合、会長が速やかに招集して開催する。
- 4 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長が招集して適宜開催し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会の議案に関する事項
 - (2) 本会運営上必要な細則制定に関する事項
 - (3) 北里大学同窓会理事及び代議員の推薦
 - (4) その他会務の運営に必要な事項

(総会)

第15条 総会の構成及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、役員及び代議員をもって構成する。ただし、会員は出席して意見を述べるができる。
- (2) 総会の成立は、構成員の3分の1以上の出席を必要とする。
- (3) 総会の議長団は、出席構成員から選出する。
- (4) 総会の議決は、出席構成員の過半数の賛成を必要とする。ただし、規約の改正は別章に定めた方法により行う。
- (5) 構成員が総会に出席できない場合は、議長又は構成員に白紙委任することができる。
- (6) 特に緊急を要する場合は、構成員の書面審議で総会に変えることができる。

(臨時総会)

第16条 臨時総会の構成及び運営は、総会に準じる。

(理事会)

第17条 理事会の構成及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- (2) 理事会の成立は、構成員の過半数の出席を必要とする。
- (3) 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が出席できない場合又は理事より異議の出た場合は、出席構成員より選出する。
- (4) 理事会に出席できない理事は、他の理事にその権限を委任することができる。
- (5) 理事会の議決は、出席構成員の過半数の賛成を必要とする。

第5章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会計)

第19条 本会の会計は、会費収入（北里大学同窓会学部還元金）及び寄附金等をもって運営する。

第6章 規約の改正

(規約改正)

第20条 本規約の改正は、理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この規約は、平成 6年4月 1日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年 5月10日から施行する。
- 3 この規約は、平成23年 5月29日から施行する。
- 4 この規約は、平成24年 6月 3日から施行する。
- 5 この規約は、平成25年 5月26日から施行する。
- 6 この規約は、2020年 6月 7日から施行する。